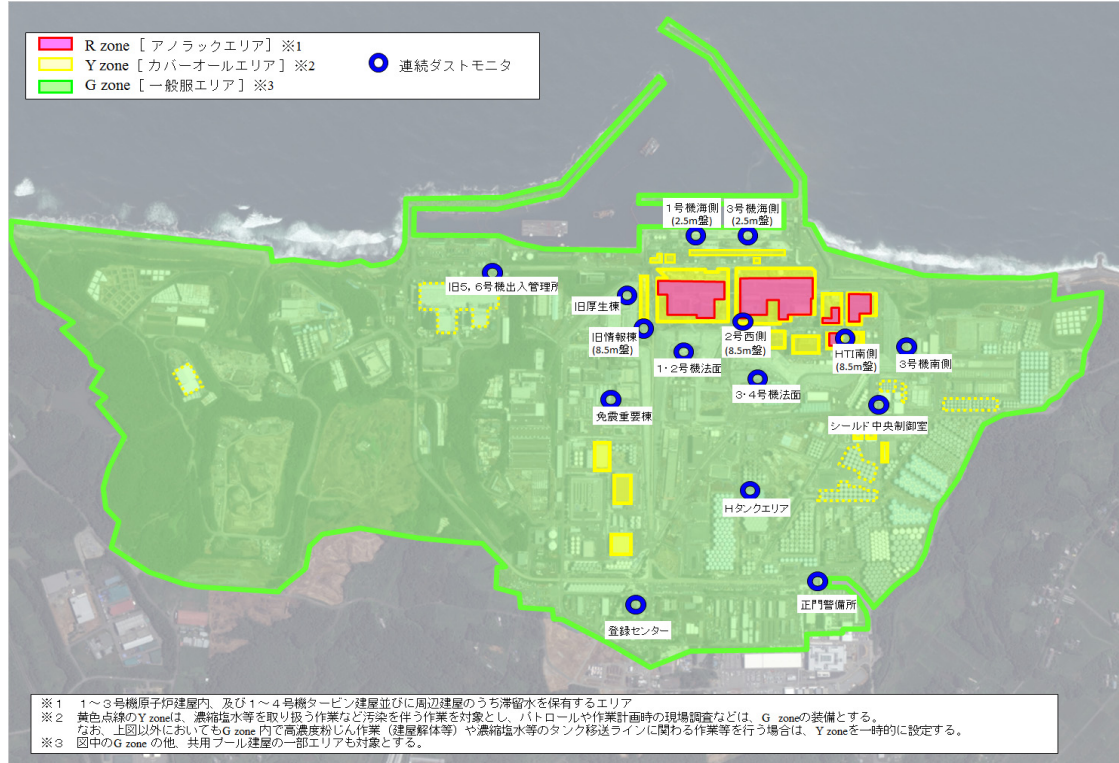


労働環境改善スケジュール

分類 名	括り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後1ヶ月の予定	12月		1月				2月				3月	4月	備考									
				20	27	3	10	17	24	31	7	14	下	上	中		下	日	後						
労働環境改善	防護装備	1 防護装備の適正化検討	(実績) ・管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討※ ・管理対象区域の運用区分に応じた放射線防護装備の適正化運用開始(2016年3月8日) ・1~4号機周辺防護区域外Gゾーンにおける保護具見直しの運用検討	検討・設計	管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討																				
			(予定) ・管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討※(運用範囲の拡大等) ・1~4号機周辺防護区域外Gゾーンにおける保護具見直しの運用検討		1~4号機周辺防護区域外Gゾーンにおける保護具見直しの運用検討																				
			※管理対象区域を3つのゾーンに区分し、休憩所や装備交換所で、各区分に応じた防護装備を着用することで、作業時の負荷軽減による作業性の向上を図る。	現場作業	管理対象区域の運用区分に応じた放射線防護装備の適正化																				
労働環境改善	人身安全	2 重傷災害撲滅、全災害発生状況の把握	(実績) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等)	現場作業	情報共有、安全施策の検討・評価																				
			(予定) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等)																						
労働環境改善	健康管理	3 長期健康管理の実施	(実績) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き	現場作業	健康相談受付																				
			(予定) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き		【検査受診期間】検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用精算手続き																				
労働環境改善	健康管理	4 継続的な医療職の確保と患者搬送の迅速化	(実績) ・1F救急医療室の2021年3月までの医師確保完了(固定医師1名+0-7-7)支援医師) ・1F救急医療室の1~3月の勤務医師調整	検討・設計	1F救急医療室の1~3月の勤務医師調整				1F救急医療室の4~6月の勤務医師調整																
			(予定) ・1F救急医療室の4~6月の勤務医師調整		1F救急医療室3月までの医師確保完了																				
労働環境改善	健康管理	5 感染症対策の実施	(実績) ・新型コロナウイルス感染症予防対策の実施 ・インフルエンザ予防接種の実施	現場作業	新型コロナウイルス感染症予防対策の実施																				
			(予定) ・新型コロナウイルス感染症予防対策の実施 ・インフルエンザ予防接種の実施		インフルエンザ予防接種の実施																				
労働環境改善	要員管理、労働環境改善	6 作業員の確保状況と地元雇用率の実態把握	(実績) ・作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計	検討・設計	▼作業員の確保状況調査依頼				作業員の確保状況集約▼				▽作業員の確保状況調査依頼				作業員の確保状況集約▽				▽作業員の確保状況調査依頼				
			(予定) ・作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計		作業員の確保状況(12月実績/2月予定)と地元雇用率(12月実績)についての調査・集計				作業員の確保状況(1月実績/3月予定)と地元雇用率(1月実績)についての調査・集計				作業員の確保状況(2月実績/4月予定)と地元雇用率(2月実績)についての調査・集計												
労働環境改善	要員管理、労働環境改善	7 労働環境・就労実態に関する企業との取り組み	(実績) ・労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応 ・作業員アンケートによる実態把握	検討・設計	労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握、解決策の検討・実施・結果のフィードバック																				
			(予定) ・労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応		公表(12/24) ▼ 作業員へのアンケート(第11回)																				

分野名	括り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後1ヶ月の予定							12月							1月							2月							3月							4月							備考
			20	27	3	10	17	24	31	7	14	21	28	4	11	18	25	31	7	14	21	28	4	11	18	25	31	7	14	21	28	4	11	18	25	31									

労働環境改善



提供：日本スペースイメージング, ©DigitalGlobe

管理対象区域の運用区分 レイアウト

# 福島第一原子力発電所における 新型コロナウイルス対策について

2021年1月28日

**TEPCO**

---

東京電力ホールディングス株式会社

# 1. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策の概要（1/2）



- 福島第一原子力発電所では、社員、作業員及び地域の皆さまの安全を守ることが、最も重要であると考えており、社員や作業員が感染しない、拡大させない対策に真摯に取り組んできた。今後も、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策と廃炉作業の継続の両立を図ることが極めて重要と考えている。
- 社員及び協力企業作業員に対して、入社前検温の実施やマスク着用の徹底、休憩所の時差利用等による3密回避、県外への往来や会合への参加の自粛など、これまで感染拡大防止対策を実施してきた。
- また、万一、パンデミックとなった場合においても、廃炉作業に不可欠な作業を安定的に継続できるよう、当直体制などを整えている。
- 現時点(1月27日)では、福島第一原子力発電所で働く社員及び協力企業作業員において新型コロナウイルス感染者が8名(社員1名、協力企業作業員7名)発生しているが、これに伴う工程遅延等、廃炉作業への大きな影響は生じていない。
- 現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制。廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な作業を担う当直員が感染することを回避するため、当直員と当直員以外の動線を分ける対策を講じている。
- 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まっているが、福島第一原子力発電所の廃炉作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保している。

## 1. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策の概要 (2/2)

### 2021年1月7日の緊急事態宣言を踏まえ対策を強化

- ▶ 視察者の受入れは1月8日から当面1ヶ月先（2月7日）まで中止  
（前回は2020年2月29日から6月30日まで中止）
- ▶ 単身赴任者や独身者の帰省（帰宅）の取り扱い
  - ・ 単身赴任者や独身者の県外帰省（帰宅）は、前々日までに上司へ報告
  - ・ Uターン後、上司へ行動履歴を提出
  - ・ 緊急事態宣言発出エリアを跨ぐ帰省の自粛
  - ・ 緊急事態宣言発出エリアを跨ぐ移動の際は、出発前における発電所長の確認、及びUターン前に帰宅中における行動について、上司の確認を受ける
- ▶ 会合およびイベントへの参加自粛
  - ・ 「3密（密集、密接、密閉）」 「大人数」 「不特定多数」 の飲食・外出の回避・自粛（継続）
  - ・ 特に「会食」（マスクを外しての会話を伴う飲食）を自粛（家庭内感染が発生していることを踏まえ、家族も対象）
  - ・ 上記を遵守出来ていない場合において、家庭内でのマスク等の感染予防対策を講じていない場合は、2週間の在宅勤務などを義務付け

## 2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（1/3）

（本頁以降、2020/12/10公表資料からの変更点は赤字記載）

TEPCO

### ＜東京電力HD(株)社員および協力企業作業員共通＞



#### ■ 赤外線サーモグラフィーによる体表温度検査の実施（継続実施）

- ・ 発電所各所（新事務本館2カ所、入退域管理棟2カ所、協力企業棟、正門）において、温度体表検査を行い、37.0℃以上の場合は入館（入所）不可としている（現時点で入所不可となった者はいない）

#### ■ 免震重要棟緊急対策室並びに5・6号機中操に入室する際の対策（継続実施）

- ・ 運転員以外の入室は原則禁止、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化
- ・ 追跡調査のため入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）



#### ■ 食堂の対面喫食禁止（継続実施）

- ・ 対面喫食による飛沫感染を防ぐため、各食堂の椅子の間引きを実施

#### ■ 行動制限への対応（継続実施）

- ・ 県内外への移動にあたっては、「新しい生活様式」に基づく3密回避の行動徹底
- ・ 単身赴任者などの緊急事態宣言発出エリアを跨ぐ帰省の自粛

#### ■ 発電所への新規入所者管理（継続実施）

福島県外からの新規入所者※にあたっては、来県前に以下を実施

※現所属が柏崎刈羽原子力発電所、東通原子力建設所の社員を除く

- ・ 2週間の行動歴を確認
- ・ PCR検査を受検し、結果に問題が無いことを確認したうえで入所を許可
- ・ PCR検査受検不可の場合、来県前2週間の健康観察期間（非出社・在宅）を設け、問題がないことを確認したうえで入所を許可

## 2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（2/3）

### <東京電力HD(株)社員>

#### ■ 出張の制限（従来にも増して厳格に管理）

- 福島県外へのお出張は原則禁止
- 原則TV会議等を活用し、県外移動を極力防ぐこと
- 出張をする場合は、必要性を明確にし、2週間前までの行動履歴を上司に提出
- これまでにクラスターが発生しているような施設など、3密※のある場所等には行かない  
※3密の密接とは、「マスクなしで人との距離1m未満、15分以上接触」が目安

#### ■ 単身赴任者や独身者の帰省（帰宅）の取り扱い（継続実施）

- 単身赴任者や独身者の県外帰省（帰宅）は、前々日までに上司へ報告
- Uターン後、上司へ行動履歴を提出
- 緊急事態宣言発出エリアを跨ぐ帰省の自粛
- 緊急事態宣言発出エリアを跨ぐ移動の際は、出発前における発電所長の確認、及びUターン前に帰宅中における行動について、上司の確認を受ける

#### ■ 会合およびイベントへの参加自粛（継続実施）

- 「3密（密集、密接、密閉）」「大人数」「不特定多数」の飲食・外出の回避・自粛（継続）
- 特に「会食」（マスクを外しての会話を伴う飲食）を自粛（家庭内感染が発生していることを踏まえ、家族も対象）
- 上記を遵守出来ていない場合において、家庭内でのマスク等の感染予防対策を講じていない場合は、2週間の在宅勤務などを義務付け

#### ■ マスク着用義務（継続実施）

- 全社員に対しマスク着用を義務化(単身赴任者の自宅帰省時を含む)

### <東京電力HD(株)社員>

#### ■ 出社前検温の実施、感染者・感染疑い者の情報確認（継続実施）

- 全社員に対し、出社前検温の実施ならびに報告を義務化
- 発熱傾向の者は出社を控えるとともに職場管理者に報告
- 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに労務担当箇所への報告を指示

#### ■ 時差勤務、在宅勤務の推奨（継続実施）

- 計画的かつ組織的にフレックスタイム勤務を活用
- 社給PCやiPadによる在宅勤務を推奨

#### ■ 独身寮食堂へのシフト制及び区画制の導入（継続実施）

- 交替勤務者の感染予防のため、利用にあたってのシフト制及び区画制を導入

### <協力企業作業員>

#### ■ 協力企業に対する情報連絡の依頼（継続実施）

- 各協力企業において、呼吸困難・倦怠感・高熱等の強い症状が発生した場合には当社への報告を指示
- 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに当社への報告を指示

#### ■ メーカーおよび協力企業における来訪時の取り扱い（継続実施）

- 福島県外からの発電所への来訪は、原則禁止
- 緊急やむを得ない来訪は、以下の措置を講じる
  - ✓ 来所時のマスク着用を継続要請
  - ✓ マスク着用・少人数での来訪等、新しい生活様式を遵守
  - ✓ 来訪前2週間の行動履歴で3密に該当する事由がないことを可能な限り確認



### 3. 福島第一原子力発電所における当直体制について

- **現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制**
- **廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な「燃料デブリの管理」「使用済燃料の継続的な冷却」「汚染水の適切な処理」を担う当直員が罹患することを回避するため、当直員と当直員以外の動線を分ける対策を講じている**
- **通勤バスの扱い**
  - ・ 「交替勤務者優先バス」を「交替勤務者専用バス」に運用変更
- **建屋内通路等での当直員以外の者との接触回避**
  - ・ 入退域管理棟から免震棟までの移動ルート（又は時差）による分離
  - ・ 着替え所を当直員と当直員以外で分離
  - ・ 免震棟集中監視室の出入口を当直員と当直員以外で分離
- **免震重要棟緊急対策室並びに5・6号機中操への入室時の対策**
  - ・ 当直員以外の入室を原則禁止。やむを得ず入室する場合は、入室前の検温、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化
  - ・ 追跡調査のため入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）
- **運転員の執務関係環境**
  - ・ 保全部門等からの作業受付場所を集中監視室外に変更
  - ・ 当直員同士の引き継ぎは、引き継ぐ内容を事前に整理し、短時間かつ一定の離隔距離を取って実施
- **空調の独立化等による他居住空間からの回り込み防止**
  - ・ 免震棟緊急対策室ならびに5・6号機中央制御室の空調は、他エリアと別であり独立

### ■ 感染者が出たときの対策（東電社員及び協力企業作業員共通）

- 感染者本人および濃厚接触者の非出社対応
  - ・感染者本人および濃厚接触者は、速やかに自宅待機や在宅勤務とする
  - ・濃厚接触者（疑い者も含む）のPCR検査受検については、医療機関および保健所の指示に従う
- 感染者が使用したエリアの消毒
  - ・感染者が使用したエリアは、速やかに消毒
  - ・濃厚接触者の使用エリアも、速やかに消毒
- 感染者本人は速やかに保健所へ連絡し、以降の対応は、保健所の指示に従う

### ■ 視察状況

- 視察者の受入れは、1月8日から当面1ヶ月先（2月7日）まで中止

### ■ 各装備品の取扱い

- 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まっているが、福島第一原子力発電所の廃炉作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保している
- 製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、福島第一原子力発電所の廃炉作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に向けて、調達先の拡大などの必要な対応に加えて、作業員の安全性確保を大前提とした各装備品（防護装備）の柔軟な取扱いなどを行っている

# 福島第一における作業員の健康管理について

(厚労省ガイドラインへの対応状況)

2021年1月28日

The logo for TEPCO, consisting of the letters 'TEPCO' in a bold, red, sans-serif font.

---

東京電力ホールディングス株式会社

## 福島第一における作業員の健康管理対策として、各元請事業者及び東京電力が以下の確認を行う仕組みを構築し運用中

- ・対象:健康診断受診者(※)のうち、結果で「要精密検査」・「要治療」・「要治療継続」と判定された者
- ・内容:上記対象者が医療機関を受診し、必要な者に対する就業措置等の対応が取られていることの確認

※関係法令により、放射線業務従事者として従事を始めるとき及び、以降2回／年の頻度で健康診断を受けることが義務付けられている。上記の各判定は、これらに基づく判定。

### <経緯>

- ・厚労省のガイドラインへの対応として、産業医科大学殿から頂いたご指導を具体的な達成目標とし、各元請事業者の協力のもと、2016年7月(一部8月)より、当該運用を開始。
- ・当面、四半期毎に各元請事業者より管理状況報告を受けて確認することとしている。  
(2016年度第2四半期の管理状況より、廃炉・汚染水対策チーム会合事務局会議で報告を実施)
- ・**今回、2020年度第2四半期分(7～9月の健康診断)の管理状況及び第1四半期分以前のフォローアップ状況を確認。⇒ 結果概要は2、3頁に記載。**

### 【具体的な達成目標】

東京電力及び元請事業者により、関係請負人の作業員について、以下の5点が確実に実施されている状態を実現させること

- ①定期的に必要な健康診断を全員が受けていることを確認
- ②健康診断の結果、治療または精密検査が必要とされた作業員が、医療機関を受診していることを確認
- ③医療機関を受診して治療が必要とされた作業員が、すくなくとも福島第一構内で働く間は、必要な治療を継続していることを確認
- ④定期的な健康診断の結果に基づき、就業上の措置を含む対応が行われていること
- ⑤就業上の措置の実施状況が継続的に確認され、見直しが行われていること

### 第2四半期(7~9月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果

#### (1)健康診断受診及び結果の状況 [集約の対象: 51事業所 (元請事業者数49社)]

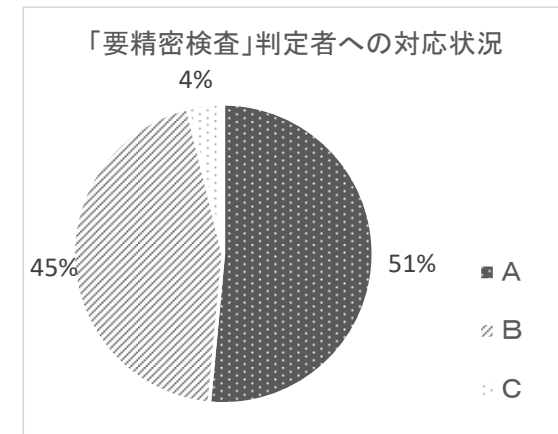
- ・期間中の健診受診者数は、合計3,585人で、そのうち、「要精密検査」は全体の7%の235人であった。  
(「要精密検査」「要治療」「要治療継続」のいずれかの判定者は全体の26%の合計950人)

#### (2)「要精密検査」判定者への対応状況

- ・各元請事業者からの報告時点で、既に51%が精密検査を受診し必要な者に対する就業措置まで完了(A)の状況にあり、近く完了が見込める者(B)を含めると96%となった。
- ・各社とも構築した仕組みのもとで、指導、管理が適切に実施されている状況にある。
- ・指導後も未受診(C)と回答の4%は、次の2020年度第3四半期分報告時にその後の状況を確認する。

・「要精密検査」判定者の人数 235人

対応状況 A(精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	121人
B(現在、途中段階)	105人
C(指導後も未受診)	9人



⇒各元請事業者から適切に報告がなされ、各社が構築した仕組みが有効に機能し、関係請負人での実施状況まで把握できる状態。

注)人数は各社からの報告の単純集計であり、所属の異動や健康診断種別ごとにカウントしているケースなどによる重複もある。次ページも同じ。

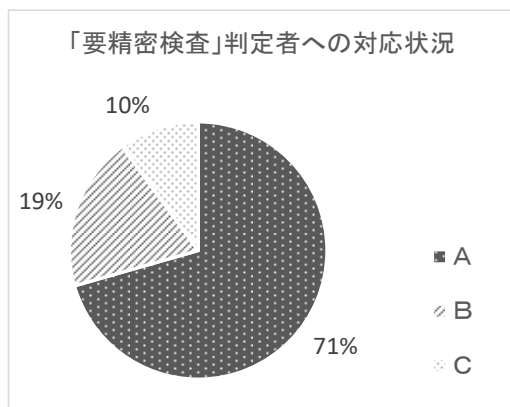
### 3. 2020年度 第1四半期分以前のフォローアップ状況

#### 第1四半期分報告の「要精密検査」判定者への対応フォローアップ状況

「要精密検査」判定者の人数 418人

【第1四半期報告当時】2020年8月

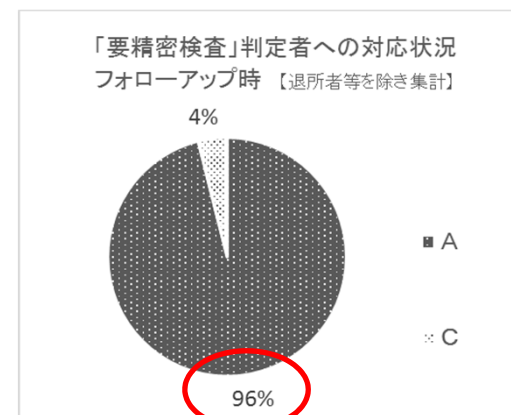
A (精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	295人
B (現在、途中段階)	81人
C (指導後も未受診)	42人



【フォローアップ状況報告時】2020年11月

A (精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	393人
C (指導後も未受診)	16人

(健康診断受診後に間もなく退所した者等を除く)



⇒第1四半期報告時点で対応が完了していなかった対象者も**継続した対応がなされ、今回のフォローアップ報告時点で96%まで完了**(退所者等は除く集計)。残り4%(16人)も継続して確認していく。

#### 2019年度 第4四半期分報告の「要治療」・「要治療継続」判定者への対応状況

(「要治療」・「要治療継続」者への対応状況については、次々四半期報告で報告を求める運用としている)

⇒健康診断後の退所者を除き、全員が治療を開始、または治療継続中であることを確認。